

時評

元号・大嘗祭について考える



弁護士
大森典子

2019年も最後の月となった。今年は何といっても「天皇代替わり」に伴う様々な問題が次々に出てきて、本来であれば、その一つ一つの事象を憲法的な観点から厳密に点検すべき年であった。しかしすべては「前回の踏襲」という形で政府の思惑通りに事は行われ、マスコミも研究者などからも目立った反論疑問は提示されなかったように思われる。

特にここでは元号の問題と大嘗祭について、雑感を述べてみたいと思う。

今年が平成31年であり、令和元年でもあるという厄介な年となった。4月には新元号を安倍内閣が決めたというので、安倍総理と菅官房長官がやたらと目立つ演出をした。マスコミも慶祝一色の報道で、元号が市民の生活上不便である、とかそもそも元号なるものが君主に対する臣下の服従の意思表示であるという本質に触れた記事はほとんどなかったように思われる。

しかし現実一つをとっても元号表記の現在の戸籍制度の下で人々は「年齢早見表」を見なければ人の年齢さえすぐには正確に答えられないのである。

また今年が「冷戦終結から30年」などという国際社会のニュースでは元号は全く役に立たないか認識の邪魔になるのである。本来今年はこうした元号制度の基本に立ち返っての議論がなされてしかるべきであった。

振り返ると元号法制化が問題になっていた1978年8月16日、家永三郎元教育大学教授は「元号法制化への批判 忘れてはならぬ思想管理の機能」と題する論考を朝日新聞の論壇に乗せている。また同じ時期に法律時報51巻4号に「元号法制化問題の法史的考察」と題する長文の論考も表し、元号とはそもそも何であったか、を論じている。

家永教授によれば元号は臣下の服属臣従の意思表示であるので現憲法の下で違憲の制度である、という。確かに南北朝時代にはそれぞれの君主についた側が異なる元号を用いたとのことであり、現在のような天皇の代替わりと元号の制定が牽連するようになったのは明治以降というからこの元号制度の本質は天皇制をどのように制度設計するかという明治政府の思惑で取り入れられたものであることは明らかである。

そうだとするとそれから100年以上もたってこれからますます国際社会と経済的にも文化的にも政治的にも深くかかわってこの国と国民は生きていかなければならない時代に、元号は使いたい人は使っているという制度にすべきであって、国が国民に使用を強制すべきことではない

ことは明らかではないだろうか。

またもう一つここで看過できないと思う事件は、大嘗祭が国費で行われ、その行事の真相が宗教的な秘密に覆われたままであるという事実である。

今回の代替わりの儀式について、例えばマスコミは天皇の伊勢神宮への参拝について「天皇の先祖である天照大神に参拝された」などと報じているが、これでは子供たちは(あるいは大人も)天皇は天照大神の子孫と誤解するのではないだろうか。

大嘗祭についても神秘的な神事の詳細は分からないが深夜に特別の神事を行うことで代替わりを神に報告するといった神がかった報道は、否応なく天皇を神話の世界と連続したものであるかのような観念を国民に植え付けることになる。

そしてこの完全に特定の宗教に基づく行事である大嘗祭の出費が国費からまかなわれることは憲法の政教分離原則に反しないか、十分に議論されるべきであった。そもそも「伝統」は憲法に適合するよう変えていかなければならないはずのものである。

今年に代替わりが行われることは予め分かっていたのであるから十分議論の時間もあったのである。本来はしっかりと憲法と天皇制とのかわりが議論されてしかるべきであったのに、安倍政権の「前例踏襲」という作戦に乗せられてしまった、というのが今年の深刻な反省である。

(おおもり のりこ)